

鳥取縣公報

昭和十八年一月二十九日
第千四百三號

金曜日

目次

● 告示	一頁
● 自動車及同部分品修繕料認可	一頁
● 青年學校教員認可	二頁
● 種子用大豆販賣價格指定	三頁
● 醫師會設立認可	三頁
● 日傭勞務者ノ最低及最高賃金	三六頁
● 蘭糸調査員囑託解場及擔當調査區變更	三六頁
● 砂糖配給團體指定	三六頁
○ 彙報	
● 常會に世話役世話人設置	三三頁
● 妊産婦手帳に就て	三三頁
● 東亜同文書院に縣費派遣生派遣	三三頁
● 其の他	三三頁

告示

鳥取縣告示第四十八號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通自動車及自動車部分品ノ修繕料等ヲ認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ鳥取縣自動車修理加工工業組合ノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者モ其ノ構成員ト看做ス

昭和十八年一月二十九日
鳥取縣知事 土肥米之

一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名稱 鳥取縣自動車修理加工工業組合
 (ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ委託ヲ受ケ自動車用車体及シャシー(機械放熱器電部分品等ヲ含ム)ノ修理加工ヲ業トスル者ニシテ地方長官ノ指定ヲ受ケタル者

三 統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル額及其ノ實施ノ日

(イ) 別記ノ通
 (ロ) 實施ノ日 昭和十八年一月二十三日

四 認可ニ附シタル條件

鳥取縣公報 毎週曜日發行 (休日三當ル) 昭和十八年一月二十九日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00541

(イ) 認可ヲ受ケタル額ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ
 (ロ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

自動車修理料金

大型自動車之部

作 業 項 目

單位 最高料金

摘 要

一 エンヂン之部(フライホキール境トス)

一合分 八五、〇〇

リング取替バルブ摺合せコンネクティングロット及メ
ンベアリング締直シ及調整プラグ掃除及調整、カーブ
レーター、フューエルポンプ、エヤークリーナー、オ
イルクリーナー掃除及調整ロット曲リ點檢ヲ含ム

エンジンオーバーホール之際

一本 三、五〇

ピストン合せヲ含ム

スリーブ入ホーニング

同 七、〇〇

クラッチ分解修理

一合分 七、〇〇

ミツシヨン分解修理

同 九、〇〇

エンジン調整

同 三、〇〇

點火位置調整イグニツシヨンコイル及コンデンサー點
檢、アイストリビューター、スパークプラグ、プ
ルポンプ、カーブレーターファンベルト調整

00544

タベツ 調整

カーブレーター分解修理

同 二、五〇

「ニッサン」及同様裝置車ハ四圓五〇錢

デイストリビューター分解修理

同 二、五〇

バルブ摺合せ

同 三、〇〇

バルブ摺合せセリング取替

全部 一八、〇〇

バルブスプリング取替

同 三一、〇〇

バルブスプリング之際メーンベアリング締直シ

一本 五、〇〇

バルブカバーガスケット取替

全部 七、八〇

フューエルポンプ分解組立調整

一枚 一、〇〇

オイルポンプ分解修理(オイルパン分解之際)

一合分 二、五〇

ピストン取外組立

同 五、〇〇

マニホールド掃除

一本 一三、〇〇

シリンドー(ヘッド)スタンドボルト折込修理

同 一三、〇〇

ヘッドガスケット取替

同 六、〇〇

エンジンサポーターラバークツシヨン取替(前)

同 四、八〇

エンジンサポーターラバークツシヨン取替(後)

同 五、五〇

マニホールドガスケット取替

一枚 二、八〇

コンネクティングロットベアリング取外組立

一本 三、五〇

但シ「ニッサン」及同様裝置車ハ七圓、一本増ス毎ニ
二圓五〇錢増シ

- タイミンクチェーン及ギヤ取外組立 一台分 一三、五〇 何レカ一方取替九圓
- タイミンクケースサポート取替 同 一四、四〇
- クラツクシャツフトラゲエツト取外組立 一個 四、五〇
- オイルパンガスケツト取替 一台分 三、五〇
- 二 クラツク之部
- クラツク分解修理 一台分 一七、〇〇 フェーシング取替スラストベアリング、ペダル調整ヲ含ム
- クラツクペダル修理 同 四、五〇
- フライホキール取替 同 一七、〇〇 但シ「フォード」車ハ二五圓
- フライホキールリングギヤ取替 同 一九、〇〇 同
- 三 トランスミツション之部
- トランスミツション分解修理 一台分 一八、〇〇 但シ「フォード」車ハ二八圓
- オイル入替料 同 五〇
- チエンザレバールビン修理 同 四、五〇
- 四 プロペラシャフト之部
- プロペラシャフト取外組立(前後) 一台分 一三、五〇 但シ「ニッサン」及同様装置車ハ五圓
- ユニバーサルジョイント取外組立 一個 一三、五〇 同 三圓
- プロペラシャフトセンターベアリング取替 同 一三、五〇 但シ「ニッサン」及同様同装置車ハ六圓
- 五 リヤアックスル之部
- リヤアックスルホーシング取外組立及ギヤ調整 一個 一八、〇〇

昭和十八年一月二十九日印刷
昭和十八年一月二十九日發行

鳥取縣鳥取市東町 縣
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所

- リヤアックスルシャフト取外組立 一方 一〇、〇〇 但シ「ニッサン」及同様装置車ハ 四圓
- リヤアックスルベアリング取替 一個 四、〇〇
- デフレンシャル分解修理 同 一九、〇〇
- デフレンシャルカバガスケツト取替 一枚 五〇
- オイル入替料 一台分 五〇
- 六 ブレーキ之部
- フロントブレーキライニング張替調整 兩側 九、五〇
- リヤ 同 九、五〇
- センター(手動)同 一個 二、五〇
- フットブレーキ調整 二個 二、五〇 前車輪又ハ後車輪ニケ宛
- マスターシリンダー分解修理及調整 一個 五、五〇
- ホキール 同 四、五〇
- 七 ステアリング之部
- ステアリングギヤ分解修理 一台分 七、五〇
- 同 ホキール取替調整 同 六、五〇
- 同 ステアリング調整 同 二、六〇
- ドラクリングスプリング取外組立 一個 一、二〇
- 入 フロントアックスル之部
- キングピン及ブツシュ取替 片側 六、〇〇

フロントアクスル取外組立 一本 七、八〇
 タイロツトエンド 片側 一、九五
 トーイン調整 一台分 一、〇〇
 キヤスタキーヤンバー調整 同 二、四〇

九 照明装置及計器類之部

スピードメーターケーブル取替 一個 一、五〇
 同 ヘツド 同 一、〇〇
 同 ウォームギヤー 同 四、五〇
 オイルプレツシヤゲージ 同 一、〇〇
 ウォーターヒースインヂケーター取替 同 一、〇〇
 ヘツトライトスキツチ取替 同 一、五〇
 アンメーター取替 同 一、〇〇
 スタータースキツチ、ストツプライトスキツチ 各一個 一、〇〇
 ヘツトライトデインマースキツチ取替 一個 一、〇〇
 テールランプ取替 一個 一、〇〇

一〇 冷却装置之部
 ラヂエーター取外組立 一台分 四、〇〇
 同 シェール取外組立 同 四、〇〇 但シ三九年度以後ノ「トヨタ」ハ五圓
 ラジエーターホース取替 一本 一、〇〇

フアンベルト取替 一個 五、〇〇
 ウォーターポンプ分解修理 同 六、五〇
 サイモスタツト取外組立調整 同 一、〇〇

一一 スプリング之部

フロントスプリングブツシユ取替(片側) 一本 二、四〇
 同 アツセンブリー取外組立 一組 三、五〇
 フロントスプリンググリーフ増 片側 五、四〇
 同 センターポールド取替 同 一、五〇

フロントスプリングハンガー(ブラケット)取外組立同 一本 四、五〇
 リヤースプリングアツセンブリー取外組立 一本 五、〇〇
 リーフ増又ハ取替 片側 五、五〇

センターポールド取替 同 四、五〇 但シ「ニッサン」及同様装置車ハ二圓四〇錢
 ハンガー取外組立 一本 四、八〇
 ブツシユ取替 片側 三、〇〇
 補助スプリングアツセンブリー取外組立 同 三、〇〇 但シ「ニッサン」及同様装置車ハ二圓四〇錢
 同 リーフ増シ 同 三、二〇

一二 フェンダー之部 一枚 四、五〇 但シ貨車リヤーフエンダーハ三圓六〇錢
 フェンダー取外組立
 一三 ホキール之部

00549

フロントホキルベアリング取替
 リヤーシヤフトキヤツプボール折込修理
 一四 其ノ他之部
 ワイヤーハーネス取替
 ピン廻り給油
 タイヤー入替
 ウィンカー修理
 再生エンジン乗せ替へ調整

一個	二、四〇〇		
一本	一、一〇〇		
一台分	六、〇〇〇		
同	一、〇〇〇		
一本	二、五〇〇		
片側	二、〇〇〇		スキツチ修理ヲ含ム
一台分	二八、〇〇〇		

二 小型自動車之部 (四輪車)

(一) エンジン之部 (フライホキールヲ境トス)

一本	五、〇〇〇		バルブ及バルブシート仕上ピストン合セラ含ム
全部	七、〇〇〇		
一台分	三、〇〇〇		設火ノ位置イグニツションコイル及コンデンツァー點檢 デイストリビユータースパークプラグ、フューエルポ
同	三、〇〇〇		
一個	五、〇〇〇		
全部	二一、〇〇〇		
一台分	二、五〇〇		
同	三、〇〇〇		
一本	六、〇〇〇		但シ「オオダ」車ハ八圓
一枚	二、八〇〇		一本増ス毎ニ一圓五〇錢増ス
一個	一〇、〇〇〇		
片側	二、六〇〇		但シ「オオダ」車ハ八圓
一枚	一、三〇〇		
一本	六、五〇〇		一本増ス毎ニ二圓五〇錢
一個	一、三〇〇		
同	一〇、〇〇〇		但シ「ダットサン」及同機裝置車ハ五圓
一台分	一、八〇〇		

最高料金 圓

摘要

00550

同	三、〇〇〇		シブキヤブレターフアンベルト調整ヲ含ム
一個	五、〇〇〇		
全部	二一、〇〇〇		
一台分	二、五〇〇		
同	三、〇〇〇		
一本	六、〇〇〇		但シ「オオダ」車ハ八圓
一枚	二、八〇〇		一本増ス毎ニ一圓五〇錢増ス
一個	一〇、〇〇〇		
片側	二、六〇〇		但シ「オオダ」車ハ八圓
一枚	一、三〇〇		
一本	六、五〇〇		一本増ス毎ニ二圓五〇錢
一個	一、三〇〇		
同	一〇、〇〇〇		但シ「ダットサン」及同機裝置車ハ五圓
一台分	一、八〇〇		
同	一、一〇〇		
一台分	一、七〇〇		クラツチフェーシンク取替ヲ含ム

00551

- (三) フライホキール取外組立 同 一〇、〇〇
- トランスミツション分解修理 一合分 二、〇〇
- ヨーク修理 同 四、〇〇
- トランスミツションオイル注油 同 一、五〇
- チェーンデレバー修理 同 二、四〇
- (四) プロペラーシャフト及ユニバーサルジョイント之部
 - プロペラーシャフト取外組立 一合分 二、〇〇
 - ユニバーサルジョイント取外組立 一個 三、〇〇
- (五) リヤリアクスル之部
 - リヤリアクスルシャフト取外組立 片方 三、〇〇
 - デフレンシヤル分解修理 一合分 一五、〇〇
 - デフレンシヤル注油 同 一、五〇
- (六) ブレーキ之部
 - ブレーキライニング張替及調整 一個 三、三〇
 - フットブレーキ調整 二個 一、三〇
- (七) スノーアリング之部
 - 前車輪又ハ後車輪二個宛

00552

- スノーアリング分解修理 一合分 七、〇〇
- 同 ホキル取外組立調整 同 三、〇〇
- セクターカパー締付 同 一、三〇
- (八) フロントアクスル之部
 - キングピン及ブーツニ取替 兩側 七、〇〇
 - フロントアクスル取外組立 一合分 七、八〇
 - タイロッド取外組立 一個 二、〇〇
 - キヤスターキャンパー及トウイン調整 同 三、〇〇
- (九) 照明装置及計器類之部
 - スピードメーターケーブル取替 一個 一、三〇
 - 同 ヘッド取替 同 一、三〇
 - オイルプレツシヤージェージ取替 同 一、〇〇
 - ヘッドライトスキツチ 同 二、二五
 - スタータースキツチ取替 同 一、〇〇
 - アンメータースキツチ取替 同 一、三〇
 - ストツプライトスキツチ取替 同 一、〇〇
 - テールランプ取替 同 一、〇〇
 - 配線廻り取替 同 六、〇〇

00553

(5) 冷却装置之部

ラヂエーター取外組立 一合分 三、五〇

同 シェル取外組立 同 四、〇〇

同 ホース取替 一本 六〇

(2) スプリング之部

フロントスプリングブッシュ取替 一本 五、二〇

アツセンブリー取外組立 片方 三、〇〇 但シ「ダットサン」及同様装置車ハ四圓七〇錢

リーフ増又ハ取替 同 三、五〇 但シ「ダットサン」及同様装置車ハ五圓二〇錢

センターポルト取替 同 一、五〇

リヤースプリングアツセンブリー取外組立 同 三、三〇

リーフ増又ハ取替 同 五、〇〇

ブッシュ取替 同 三、〇〇

(3) 車体之部

フエンダー取替 一枚 四、八〇 但シ貨車リヤーフエンダーハ三圓六〇錢

塗装(全部二回塗以上) 一合分 六〇、〇〇 乗用車ノ場合ハ二〇圓増シ

(三) ホキール之部

ハブ取替 一個 一、九〇

アウターベアリング取替 同 一、七〇

00554

イキコイ六アリング取替

(四) 其ノ他之部

方向指示器修理 片側 一、〇〇 スキツチ修理ヲ含ム

チヨク又ハスロットルワイヤー 一本 一、五〇 半田代ヲ含ム

マフラー修理及掃除 同 五、〇〇

ビン廻リ給油 一合分 一、〇〇

タイヤ入替 一本 一、〇〇

三 小型自動車 (二三輪) 之部

作業種目

作業種目	別種	單氣筒	二氣筒	車	三氣筒	輪	二氣筒	車	備考
一 エンヂン之部									
エンヂンカーバーホル	水冷	二六、〇〇	四一、〇〇	四一、〇〇	二八、〇〇	四二、〇〇	四二、〇〇	四二、〇〇	リニング取替バルブ摺合せ、 コネクティングバルブ摺合せ、 コンベアリンググロツド及メ ンベアリンググロツド直シ及 調整 1 オイルポンプ掃除調整
カーボン掃除	水冷	三三、五〇			一五、〇〇	二五、〇〇			
バルブ掃除	空冷	一六、七〇	三三、五〇	四一、五〇	一六、五〇	二六、〇〇			
リング取替	空冷	一〇、四〇	一五、六〇	三〇、〇〇	一一、五〇	一一、五〇			
カーボン掃除	水冷								
バルブ摺合せ	空冷								

00555

シリンドラーボリリング ピストン摺合せ	水冷 三、五〇	七、二〇	一四、〇〇	六、〇〇	一〇、〇〇	
エンヂン調整	水冷 一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	
氮化器分解組立調整	二、六〇	二、六〇	二、六〇	二、六〇	二、六〇	
メカニオイルポンプ分解 組立	普通 七、五〇	七、五〇	一〇、四〇	七、三、五〇	七、三、五〇	
エンヂンカム室分解調整	七、五〇	七、五〇	—	七、五〇	七、五〇	
エンヂン壓縮比變更	一五、〇〇	一五、〇〇	—	一〇、〇〇	一〇、〇〇	
二 トランスミツション之部						
變速器分解組立	普通 一五、五〇	一五、六〇	二〇、〇〇	一五、五〇	一五、五〇	調整ヲ含ム
ミツションスポロケットギ ヤ取替	三、二〇	三、二〇	三、二〇	二、五〇	二、五〇	
キツクスターター分解組 立	五、二〇	五、二〇	五、二〇	三、〇〇	三、〇〇	
三 クラツチ之部						
クラツチ分解組立	普通 七、三、二〇〇	七、三、二〇〇	三、一五〇	六、四、五〇〇	六、四、五〇〇	
四 プロペラシャフト及チェーン之部						
プロペラシャフト取外組 立	五、二〇	五、二〇	五、二〇	三、五〇	三、五〇	ユニバーサルジグ共

點火位置調整
ニツシヨ
ンコイル
ストリー
クブレン
グカ
ター
調整

00556

チユ、ム取替調整	1 全 スケ 普通	七、三、二〇〇	七、三、二〇〇	七、三、二〇〇	四、三、〇〇	四、三、〇〇	前後輪同ジ
五 リヤールアクスル之部							
デフレンシャル分解組立	—	—	—	—	一五、〇〇	一五、〇〇	
リヤールシャフト取外組立	三、三〇	三、三〇	三、三〇	四、七〇	四、七〇		
リヤールスポロケット取替	三、三〇	三、三〇	三、三〇	—	—		
六 ステアリング及フロントアクスル之部							
ステアリング及ビヘツド 分解組立	普通 七、五、二〇〇	七、五、二〇〇	七、五、二〇〇	七、四、五〇〇	七、四、五〇〇		
キングピン又ハロツカー アーム分解組立	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、〇〇	三、〇〇		
七 プレリーキ之部							
プレリーキライニング張替	前後輪 三、三、六〇〇	三、三、六〇〇	三、三、六〇〇	三、三、三〇〇	三、三、三〇〇	一輪ニ付	
ブレリーキ調整	—	、八〇	、八〇	二、〇〇	二、〇〇	前後サイド共	
八 スプリング之部							
リヤールスプリング分解組 立	片側 —	—	—	五、二〇	五、二〇		
フロントスプリング分解 組立(片側)	普通 二、一、六〇	二、一、六〇	二、一、六〇	七、二、六〇〇	七、二、六〇〇		
九 ホキール之部							
スポーク取替	三、九〇	三、九〇	三、九〇	二、〇〇	二、〇〇	車輪一ヶニ付	

00557

前輪ハブ分解組立	一個	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇
後輪ハブ 同	同	三、九〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	二、六〇	二、六〇
タイヤ入替(一本ニ付キ)	前後輪	一、九五	一、九五	一、九五	一、九五	一、五〇	一、五〇
パンク直シ	所ケ	、九〇	、九〇	、九〇	、九〇	、九〇	、九〇
車輪狂ヒ直シ	一輪	一、	一、	一、	一、	二、五〇	二、五〇
一〇 シャーシ之部							
シャーシ分解組立		五五、九〇	五五、九〇	五五、九〇	四五、〇〇	四五、〇〇	四五、〇〇
荷箱取外及取付		一、	一、	一、	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
一一 照明装置及電機廻リ之部							
マグネット又ハダイナモ		七、八〇	七、八〇	七、八〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇
取外取付調整							
スイツチボックス分解組立		三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇
ストツプスキツチ取替		、八〇	、八〇	、八〇	、八〇	、八〇	、八〇
テールスキツチ取替		、四〇	、四〇	、四〇	、四〇	、四〇	、四〇
テールランプ取替		一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
一二 其ノ他之部							
タンク取外及取付	普通	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇
フエター取外及取付	前方	二、四〇	二、四〇	二、四〇	三、四〇	三、四〇	三、四〇
	後方	二、四〇	二、四〇	二、四〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇

一寸平方ヲ單位トシ一單位又ハ一ケ所増ス毎ニ三〇錢増シ

00558

ラ	取外及取付					五、〇〇	五、〇〇
コントロールワイヤー	取一本	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
替							
ステツプ取外及取付	片側	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
塗装(分解組立ヲ含ム)		五〇、七〇	五〇、七〇	五〇、七〇	七〇、〇〇	七〇、〇〇	全部二回塗り(塗料代ヲ含ム)
配線全部取替		五、二〇	五、二〇	五、二〇	五、二〇	五、二〇	
マフラー分解		一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	熔接料ヲ含マズ
大型及小型自動車ノ部							
一 本表ニ於テ自動車トハ自動車取締令第二條中普通自動車、小型自動車ノ總テヲ包含スルモノトス							
二 本表料金ニハ部分品、附屬品及單價等出可能ナル材料代ヲ含マザルモノトス							
三 本表料金中「エンジン」ニ於テハ六氣筒車ヲ標準トセルモノニシテフオード八氣筒車ハ二割増シフオード四氣筒車ハ二割引トス							
四 石油代用燃料装置車ノ修繕ニアリテハ本表料金ニ對シ左ノ割増金ヲ請求スルコトヲ得							
1 「エンジンオーバーホール」ハ二割増							
2 「エンジン調整」ハ十割増							
3 「バルブ摺合せ」ハ八割増							
4 「バルブ摺合せ」ハ八割増							
5 「マニホール掃除」ハ十割増							
五 本表ハ大衆車ノ修理ヲ基準トセルモノニシテ高級車及中級車ハ本表料金ニ對シ左ノ割増金ヲ請求スルコトヲ得							
1 高級車「リンカーン、パツカード、キャデラック、デイルラー、ピアスアロー、ラサール、ペンツ」ニアリテハ「エンジンノ							

00559

部「六割増其ノ他ノ部ハ三割増			
2 中級車A「ピック、ハドソン、ナツシユ、クライスラー、マーキユリ、ユテユードペーカーデシート、ファイアット」ニアリテハ「エンヂン之部」ハ五割増其ノ他ノ部ハ二割増			
3 中級車B「いすゞ、マツチ、プリムス、ボンデアツク、アドラー」ニアリテハ「エンヂン之部」ハ四割増其ノ他ノ部ハ二割増			
六 左記事項ヲ要スル場合ハ左記金額ヲ請求スルコトヲ得			
1 車検料		五	圓
七 本表ノ料金ハ運搬費ヲ含マザルモノトス			
四 トラックボデー之部			
作業項目	最高修理料	摘	要
前柱取替	三五、〇〇	一本	
中柱取替	一七、〇〇	同	
ドア柱取替	二五、〇〇	同	
横桁取替	四〇、〇〇	同	
横桁取替	三五、〇〇	同	
運轉台屋根張替	五一、〇〇	但シ鐵板張替トシ特免綿布ノ場合ハ三六圓下ゲトス	
踏板取替	一一、〇〇	一合分	
運轉台各部締付	三〇、〇〇	同	
土台取替	七〇、〇〇	全部	
運轉台板取替	一一五、〇〇	同	

00560

運轉台諸ノ	二〇〇、〇〇	但シ「フォード、シボレー」トス
クツシヨシシート張替	一七、〇〇	一個
寄掛リ張替	二六、〇〇	但シ二個式ノモノニ在リテハ一個ニ付十七圓トス
運轉台下ア一裏張替	八、〇〇	片側「レザー」ニテ
前面硝子木枠取替	一五、〇〇	但シ一枚附屬品ヲ含マズ
天井及柱廻張替	三五、〇〇	ウインド柱廻リ同時ニ施行シタル場合ハ五圓増
荷受取替	四一、〇〇	一合分
荷台板張替	一六、〇〇	同
横根太張替	一一、〇〇	前部又ハ後部一本ノ取替トシ(後部以外ノ一本取替ハ二〇圓)但シ中央部一本増ス毎ニ八圓増シ
縦根太取替	五五、〇〇	一本
床板全部張替	一三五、〇〇	但シ「アイジャクリ」張替トス
扇板取替	一一二、〇〇	木板ノミ三方取替
扇鐵板取替	五一、〇〇	三方取替ニシテ五枚入鐵板使用トス
扇板全部取替	二六〇、〇〇	五枚入鐵板ヲ使用シ附屬品全部新規取替
續載鐵板取替	一一、〇〇	
後部ナンバーステール取替取付共	八、〇〇	
リヤーフエンドア取替取付共	一九、〇〇	一枚分但シ六輪貨車ハ三二圓五〇錢
リヤーフエンドアステール取替	一三、五〇	四本
荷台擴張	二〇〇、〇〇	横根太全部取替後部扇板及荷受取替
フレーム補強	一四八、〇〇	一合分

00561

荷台取外シ取付
 塗装上級
 塗装中級
 塗装並級
 鳥居新規取替
 同

二〇、〇〇 但シ工賃ノミトス
 一三〇、〇〇 一合分「全部三回塗」
 八五、〇〇 同 「全部二回塗」
 六〇、〇〇 同 「全部一回塗」
 五五、〇〇 木製一ケトシ取付料ヲ含ム
 五七、〇〇 鐵製一個トシ取付料ヲ含ム

トラックボデー之部

一 本表料金ハ「ニッサン」、「トヨタ」級貨物自動車ノ修繕料金ニシテ運轉台「中張ヲ除ク」ニ限リ「フォード」、「シボレー」級貨物車ノ場合ハ本表料金ノ一割五分引トス
 二 本表料金ハ修繕ニ要スル材料代、部分品代(含ムモノトス)
 三 作業項目ニツ以上ニ亙ル場合ニシテ作業内容密接不可分ノ關係ヲ有スルモノニアリテハ當該作業項目料金ノ合計額ノ一割引トス
 四 本表料金ハ運搬費ヲ含マザルモノトス
 五 木部分修理ニハ塗裝料ヲ含ムモノトス

五 電氣之部

作業項目

種別

最高修理料

摘要

(發電機)

アマチユアコイル捲替

ニッサン、トヨタ
 シボレー、フォード 級

一三、五〇 一本

00562

フキルドコイル捲替

リンカーン、パツカード
 キヤデラック、デイルムラ
 ダットサン 級
 ニッサン、トヨタ
 シボレー、フォード 級

二一、〇〇 同
 一五、〇〇 同
 一〇、〇〇 一個

リンカーン、パツカード
 キヤデラック、デイルムラ
 ダットサン 級

一一、五〇 同
 五、〇〇 同

フキルドコイルテーピング
 シボレー、フォード
 ニッサン、トヨタ 級

四、〇〇 同

リンカーン、パツカード
 キヤデラック、デイルムラ
 ダットサン 級

六、〇〇 同

ブラッシュユ替

リード付(部分品ヲ含マズ)
 リード無(同)
 ニッサン、トヨタ(同)
 ダットサン(同)
 高級車(同)

二、五〇 同
 一、一〇 但シ一ケ増ス毎ニ七〇錢増
 九〇 同 八〇錢増
 一、五〇 同 五〇錢増
 一、一〇 同 七〇錢増
 一、五〇 同 五〇錢増
 五、〇〇 一個

00563

コンミテーター替
コンミテーター削リ
アマチユア修理

分解掃除

(發動機)

アーマチユアコイル捲替
同 修理

フキルドコイル捲替

ニッサン、トヨタ
シボレー、フォード 級

三〇、〇〇 同
六、〇〇 同
九、八〇 一個

リンカーン、バツカード
キヤデラック、デイムラー 級

一一、〇〇 同

ダットサン 級

五、〇〇 同

フキルドコイルテーピング

ニッサントヨタ
シボレー、フォード 級

四、〇〇 同

リンカーン、バツカード
キヤデラック、デイムラー 級

五、八〇 同

ダットサン 級

二、五〇 同

ブラツクニ替

シボレー(部分品ヲ含マズ)
ダットサン(同)

一、五〇 一本増ス毎ニ一圓
一、三〇 同

一〇、〇〇 同
一、五〇 一本
四、〇〇 イスマ 六ツコフツツ 一
三、〇〇 トス 一本
一本五圓五〇錢

00564

シャフト替

フォード(同)
ニッサン、トヨタ(同)
シボレー、フォード
ニッサン、トヨタ

一、四〇 同
一、五〇 同
九、〇〇 一個但シニッサン、シボレーハ一一圓

コンミテーター替

ニッサン、トヨタ
フォード、シボレー
ダットサン

一一、〇〇 同
一七、〇〇 一本
一八、〇〇 同

ブツシユ替

ペンデッククス、スプリング取替

一、六〇 同
五、〇〇 一個
四、八〇 同

分解掃除

三、〇〇

附 則

電 氣 之 部

一本表料金ハ修繕ニ要スル材料代、部分品代ヲ含ムモノトス

二 作業項目ニツ以上ニ亙ル場合ニシテ作業ノ内容密接不可分ノ關係ヲ有スルモノニアリテハ當該作業項目料金ノ合算額ノ一割引トス

三 本表料金ハ運搬費ヲ含マザルモノトス

00565

六	ラヂエーター之部	種	別	最高修理料	摘	要
甲	オーバーホール					
			フォード貨車、ダイヤモンド車	三二、〇〇		
			ダッチブラザース、日産貨車	三七、〇〇		
			いすゞ車、トヨタ車	三〇、〇〇		
			フォード乗用車、シボレー乗用及貨車	二三、〇〇		其ノ他ノ乗用車モ含ム
			小型車			
乙	オーバーホール					
			フォード貨車、ダイヤモンド車	二三、五〇		
			ダッチブラザース、日産貨車	二九、〇〇		
			いすゞ車、トヨタ車	二一、〇〇		
			フォード乗用車、シボレー乗用及貨車	二〇、〇〇		其ノ他ノ乗用車モ含ム
			小型車			
甲	水漏り修理					
			フォード貨車、ダイヤモンド車	一九、〇〇		
			ダッチブラザース車、ニッサン車	二二、〇〇		
			いすゞ車、トヨタ車	一九、〇〇		
			フォード乗用車、シボレー乗用車			其ノ他ノ乗用車モ含ム

00566

乙	水漏り修理	種	別	最高修理料	摘	要
			小型車	三三、五〇		
			フォード貨車、ダイヤモンド車	一三、五〇		
			ダッチブラザース車、ニッサン貨車	一五、〇〇		
			いすゞ車、トヨタ車	一二、五〇		其ノ他ノ乗用車モ含ム
			フォード乗用車、シボレー乗、貨車	一一、〇〇		
			小型車			
丙	水漏り修理					
			フォード貨車、ダイヤモンド車	四、二〇		
			ダッチブラザース車、ニッサン貨車	六、〇〇		
			いすゞ車、トヨタ車	三、八〇		其ノ他ノ乗用車モ含ム
			フォード乗用車、シボレー乗、貨車	七、五〇		両面修理トシ片面ノ場合ハ五割下ゲ
			小型車			
			パイプ切継ぎ (オーバーホールヲ含マズ)			
			多管式	九〇		片面二、五種平方(約一吋平方)ヲ増ス毎 ニ四五錢増シ
			細管式	一一〇		片面二、五種平方(約一吋平方)ヲ増ス毎 ニ五〇錢増シ
			附則			
			ラヂエーター之部			

00567

- 「甲オーバーホール」トハ左記項目ノ作業「パイプ切離ヲ除ク」ヲナシ材料費ヲ含ムモノトス
- (イ) 上下水槽ヲ取外シ苛性曹達溶液ニシテ油カス及湯垢ヲ除去シ各パイプノ流通ヲ可能ナラシメ自然破損箇所ノ修理、補強鐵板ノ破損修理ヲナス
 - (ロ) 取外シタル上下水槽及補強鐵板等ヲ「リベット」又ハ半田付ニテ組立仕上ヲナス
 - (ハ) 組立後簡單ナル振動試験ヲナシタル後空壓一・五疋乃至七・五疋平方センチ(二封度乃至一〇封度平方吋程度)ノ壓力ヲカケ水中ニテ耐壓試験ヲナス
 - (ニ) 検査合格後半田付ノ際溶劑或ハ塵埃ヲ曹達溶液及熱湯又ハ冷水ニテ洗滌ナシ塗料ヲ以テ仕上ヲナス
 - (イ) 「乙オーバーホール」トハ左記項目ノ作業「パイプ切離ヲ除ク」ヲナシ材料費ヲ含ムモノトス
 - (イ) 上又ハ下各一方ノ水槽ヲ取外シ油カス及湯垢ヲ除去シ各パイプノ流水ヲ可能ナラシメ自然破損箇所ノ修理、補強鐵板ノ破損修理ヲナス
 - (ロ) 取外シタル上又ハ下各一方ノ水槽及補強鐵板等ヲ「リベット」又ハ半田付ニテ組立仕上ヲナス
 - (ハ) 以下「甲オーバーホール」ノ(ハ)及(ニ)ト同様ノ作業ヲナス
 - 三 甲水漏リ修理トハ左記項目ノ作業ヲナシ材料費ヲ含ムモノトス
 - (イ) 「コア」部各四角及上下タンク等ノ自然破損箇所又ハ同等程度ノ修理補強鐵板ノ修理ヲナス
 - (ロ) 以下「甲オーバーホール」ノ(ハ)及(ニ)ト同様ノ作業ヲナス
 - 四 乙水漏リ修理トハ左記項目ノ作業ヲナシ材料費ヲ含ムモノトス
 - (イ) 「コア」部ニ角及上又ハ下各一方ノタンクノ自然破損箇所又ハ同等程度ノ修理、補強鐵板ノ修理ヲナス
 - (ロ) 以下「甲オーバーホール」ノ(ハ)及(ニ)ト同様ノ作業ヲナス
 - 五 丙水漏リ修理トハ應急ノ場合ニシテ左記項目ノ作業ヲナシ材料費ヲ含ムモノトス
 - (イ) 自然破損箇所ノ應急修理及簡單ナル水壓試験ヲナス
 - 六 本表并金ハ運搬費ヲ含マザルモノトス

00568

鳥取縣告示第四十九號

青年學校教員資格規程第二條ニ依リ左ノ者ニ對シ夫々頭書ノ通青年學校教員タルコトヲ認可セリ

昭和十八年一月二十九日

認可科目	鳥取縣知事	土	肥	米	之
本籍地	氏名				
教練科	鳥取縣東伯郡下北條村 大字田井二百五十九番地			松本	律太郎
教練科	鳥取縣東伯郡旭村 大字今泉百八十八番地			山田	藤市
職業科	鳥取縣氣高郡明治村 大字河内四百八十一番地			竹内	英彦

鳥取縣告示第五十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル種子用大豆ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年一月二十九日

鳥取縣知事	土	肥	米	之
鳥取縣產種子用大豆ノ最高販賣價格				
最高販賣價格				一七・三八
正味十六貫當(俵入又ハ叭入)				一七・三八

鳥取縣告示第五十一號

醫師會及齒科醫師會令第八條ニ依リ新ニ設立認可セラレタル管内醫師會左ノ如シ

昭和十八年一月二十九日

鳥取縣知事	土	肥	米	之
名	事務所ノ所在地			
鳥取縣醫師會	鳥取市寺町一〇二番地			昭和十七年 十二月二十三日
鳥取縣齒科醫師會	鳥取市片原二丁目 五十一番地			昭和十七年 十二月二十三日

00569

鳥取縣告示第五十二號

賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ日々又ハ六十日以内ノ期間ヲ定メテ工場ニ雇傭セラルル勞務者ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十八年一月二十九日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一 最低賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ十時間ノ場合ニ於ケル最低賃金額左ノ如シ

(一) 男子勞務者

年齢階級別	賃金別	最低賃金
滿二十歳未満	圓	五〇
滿二十歳以上	圓	一、一五

(二) 女子勞務者

年齢階級別	賃金別	最低賃金
滿二十歳未満	圓	四〇
滿二十歳以上	圓	一、一五

第二 最高賃金及標準賃金

一 一日ノ就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ十時間ノ場合ニ於ケル最高賃金額及標準賃金額左ノ如シ

(一) 男子勞務者

年齢階級別	賃金別	最高賃金額	標準賃金額
滿二十歳未満	圓	六〇	一、三〇
滿二十歳以上	圓	一、四〇	一、九〇

1 雜役工(掃除材料ノ仕分整理結束雜役並ニ十五貫未満ノ輕量物ノ積卸及運搬ニ従事スル者)

2 其ノ他ノ勞務者

年齢階級別	賃金別	最高賃金額	標準賃金額
滿二十歳未満	圓	四〇	一、一〇
滿二十歳以上	圓	一、一〇	一、五〇

00570

年齢階級別	賃金別	最高賃金額	標準賃金額
滿二十歳未満	圓	八五	一、五〇
滿二十歳以上	圓	三、二〇	二、五五

(二) 女子勞務者

年齢階級別	賃金別	最高賃金額	標準賃金額
滿二十歳未満	圓	一、一〇	九〇
滿二十歳以上	圓	一、四五	一、一五

二 一日ノ就業時間ガ前號ニ定ムル就業時間ヲ超ユル場合ハ之ヲ超ユル一時間毎ニ前號ニ定ムル最高賃金額ノ一割五分ニ相當スル額(一時間ニ滿タザル就業ニ對シテハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ錢位未満ハ四捨五入スルモノトス以下之ニ同ジ

三 一日ノ就業時間ガ十時間ニ滿タザル場合ハ其ノ不足時間一時間又ハ其ノ端數毎ニ第一號ノ最高賃金額ノ一割ニ相當スル額ヲ減額シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス但シ三時間ニ滿タザル就業ノ場合ハ第一號ニ定ムル最高賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

四 工場ニ於テ特殊作業ニ従事スル常備勞務者ニ付不特定勞務者最高初給賃金除外ノ許可ヲ受ケタル場合又ハ最高初給賃金

ニシテザル季節手當者ハ臨時作業手當支給ノ承認ヲ受ケタル場合ハ許可ヲ受ケタル最高初給賃金額又ハ承認ヲ受ケタル季節手當額若ハ臨時作業手當額ヲ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

五 世話役ニ付テハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割増ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

六 國ノ祝祭日、盆(自八月十四日 至八月十六日)ニ於ケル作業ニ付テノ最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割ニ相當スル額ヲ加算シタルトス

七 軍事關係工場ニ従事スル勞務者ニ付テハ豫メ工場所在地ノ管轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

八 請負賃金制ノ場合ニ於ケル最高賃金額ハ前各號ニ依リ算出シタル最高賃金額ノ三割増トス

九 土木建築業及運輸取扱業ト同種ノ作業(十五貫未満ノ輕量物ノ積卸及運搬ヲ除ク)ニ従事スル勞務者ノ最高賃金額ハ土木建築業及運輸取扱業勞務者ニ付定メタル最高賃金額ト同額トス

00571

十 雇傭主ノ都合ニ依リ本告示ニ定ムル最高賃金額ヨリ高キ最高賃金額ノ定メアル地域ヨリ出張シ作業ヲ爲ス者ニ付テハ高キ地域ノ最高賃金額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

十一 最高賃金額ヲ異ニスル地域ニ跨ル工事ニ就業スル者ニ付テハ高キ地域ノ最高賃金額ヲ以テ其ノ最高賃金額トス

十二 雇傭主ノ都合ニ依リ居住地ヲ離レテ就業スル者ニ付テハ豫メ工場所在地ノ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ第一號乃至第八號第十號及第十二號ニ依リ算出シタル最高賃金額ニ交通費又ハ宿泊費ノ實費ニ相當スル額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ最高賃金額トス

鳥取縣告示第五十三號

賃金統制令第九條第一項及第十一條第一項ノ規定ニ依リ勞務供給業ニ雇傭セララル勞務者ノ最低賃金及最高賃金ヲ左ノ通定メ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年一月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 勞務供給業ニ雇傭セラレ最低賃金及最高賃金ノ定メアル事業ニ従事スル勞務者ノ最低賃金額最高賃金額及標準賃金額ハ右事業ニ雇傭セララル勞務者ニ對シ定メタル額ト同額トス

鳥取縣告示第五十四號

繭絲調査員左ノ通囑託、解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十八年一月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

囑託及解囑

二 擔當調査區ノ變更

囑託繭絲調査員氏名	解囑繭絲調査員氏名	擔當調査範圍	執務場所	囑託解囑年月日
楠本 一雄	六七 東伯郡 旭村 旭村 役場	番號 郡市町村名	同	昭和十八年一月十八日
小山 慶治	七七 同 大誠村 大誠村 役場	同	同	同
山本 繁光 松田 親雄	八〇 同 上郷村 上郷村 役場	古布庄村	同	同
西脇 弘一	八一 同 八橋町	同	同	同

繭絲調査員氏名

新擔當調査區	舊擔當調査區	變更年月日
番號 郡市町村名 執務場所 番號 郡市町村名	番號 郡市町村名 執務場所 番號 郡市町村名	年月日
西山 誠男 六九 東伯郡 小鴨村 小鴨村 信用組合 六七 東伯郡 旭村 旭村 一月十八日	片岡 武夫 七三 同 榮村 榮村 役場 七七 同 大誠村 同	同
平田 保太郎 八一 同 八橋町 八橋町 役場 七三 同 榮村 同		同

鳥取縣告示第五十五號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十八年一月二十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣立智頭農林學校

00572

彙報

常會に世話役・世話人設置

戦時生活のトーチカ陣強化
臣道實踐体制の眞面目發揮

大東亞戰爭勃發以來、大御稜威の下皇軍將兵の勇戰奮闘により決勝の基礎は概ね成つたのであるけれども、米英を中心とする敵性國家群は益々其の生産力を結集強化し、又士氣を鼓舞して我に反撃の体制を整へ、其の勢力は油斷のならぬものがあるのであつて、眞に容易ならざる事態を招来しようとする情況にあるのである。國民はこの勢を審みて國內の体制に些の間隙をも生ぜしめず、戰場精神の昂揚に生産増強の決行に、將又戦時生活實踐の徹底に萬全の施策を盡し、敢然としてこれが實踐奉公に邁進しなければならぬ。然してこれ等の實踐活動は銃後戦時生活のトーチカとも謂ふべき部落會、町内會、隣保班の組織に於て、眞に臣道實踐体制の眞面目を發揮するに至つたならば、士氣の昂揚も、生産擴充も、生活の安定も、また遺憾なきを期し得るのである。

就ては本年五月十五日の閣議決定により、部落會、町内會等をしてその自治機能を強化せしめると共に、他面實踐會の指導すべき組織となつたので、大政翼贊會鳥取縣支部では改正せられた地方支部規定に基いて、新にこれ等の組織に世話役・世話人を置き大政翼贊運動の徹底に當らしめて臣道實踐体制の確立強化に努めしめることとし、今回「町内會、町内聯合會、部落會及隣保班に於ける世話役及世話人設置要領」を制定して、その充實強化を期することとなつたのである。以下その概要を記して各位の協力を期待する次第である。

一、世話役・世話人の任務

世話役は町内會・町内聯合會・部落會に、世話人は隣保班（となり組）に設置し、これ等の常會を指導して大政翼贊運動の徹底を圖ると共に、これ等の組織に於ける本運動の推進をなす。

二、委囑手續

1、世話役及び世話人は市町村支部長の推薦によつて縣支部長總裁の名に於て之を委囑する。
2、世話役は町内會長・部落會長と、世話人は隣保班の代表者と一致すべきものであるから、市町村支部長は之が詮衡に當

00573

つては、縣通牒の詮衡方針と同様市町村會議員代表者、常務委員、翼賛壯年團幹部、郷軍分會長、警防團長、産業組合長、農會長、商業報國會幹事等の意見を徴して最適有爲の人材を得るに努め、所定様式の調書を作製して縣支部長宛推薦すること。

三、詮衡標準

- 1、國體の本義に徹し、其の思想信念に於て充分信頼を受けるもの。
- 2、日本民族の使命を体し、大東亞戰爭の完遂並に大東亞共榮圈確立に關し、的確不動の信念を有するもの。
- 3、戰爭目的の貫徹、國防体制の強化、總力戰体制の確立等に關する諸國策を日常地域職域に於て實踐垂範し、郷土の信望篤きもの。
- 4、翼賛体制の確立、翼賛運動の發展を積極的に促進せんとするもの。
- 5、破廉耻の罪又は不徳の行なく、郷黨の指彈を受けるが如きことのないもの。
- 6、地域職域の立場に偏し、又は派閥、黨閥の利害に拘りて大局的な判断又は進退を誤る虞のないもの。

7、情實因縁等によつて、所謂自己の地盤培養強化に没頭して國事を疏んじ、奉公の職責を怠り、又は公職を自己の勢力擴張・權利・賈名等に利用する傾向のないもの。

四、注意

上記のやうに世話役は自治行政の末端たる區長・町内會長・部落會長と、世話人は隣保班代表(隣保班長)と一致せしめることを原則とするものであるから、次期に於ける町内會・部落會の區長・會長の選任にあつては、縣通牒並に敍上の本要領の趣旨により、翼賛郷土建設の熱意と徳望を有し、其の部内第一等の人物を選任し、時局の要望に副はしめて二者一体となし得るやう市町村當局に於て配慮して斡旋すべきであつて、從來の慣習は尊重せねばならぬけれども所謂伍長・組長等の輪番制により選任する等のことを行つて、必ずしも適格者ならぬ者を推薦する如き弊に陥つてはならぬのである。又徒らに勢力の均衡を得しめようとして古い因襲に拘り、又は門閥・資産等に捉はれて有爲なる適格者を逸しないやう注意せねばならぬ。なほ世話役・世話人の任期は、部落會長・町内會長・町内聯合會長及隣保班代表の任期と一致せしむべきである。

00574

妊産婦手帳に就て

未届分娩者及び他府縣轉出入者の手續き

昭和十七年七月厚生省令第三十五號によつて妊産婦手帳規程が公布せられ、妊婦は妊娠五ヶ月頃迄に市町村長を経て知事に妊娠届を提出し、妊産婦手帳の交付を受けることになつてゐるのであるが、未だに届出をしない者がある様子であることは遺憾である。ついでにはこの届出を怠つて手帳の交付を受けることが出来ず、従つて妊産婦及び育児に必要な品物を受けることが出来ないで困つてゐる人も相當あると思はれるので、今回これらの人の爲に當分の内、妊産婦手帳規程による届出をしないで分娩したといふ人があつても、後からでもその届出をすれば妊産婦手帳を交付して、産婦及び乳幼児の保健指導並に保護の徹底を図ることになつたから、至急届出をされたいものである。

次に他府縣に於て發行した妊産婦手帳は左の手續を行つて、全

國一般に通用されることになつたから、他府縣に轉出又は轉入の妊産婦は是非速かに其の手續をしなければならぬ。

- 1、他府縣に轉出しようとする者は、妊産婦手帳を受けた市町村役場に轉出の理由を届け、手帳の表紙に他府縣轉出届済の市町村長證印を受けること。
- 2、他府縣から轉入した者は、轉出の證印のある産婦手帳を新居住地の市町村長に提出して、表紙に提示済みの證印を受けること。
- 3、一時的に他府縣に居住する者も、前二項に準じて證印を受けること。

東亞同文書院に縣費派遣生派遣

志願書受付は二月五日まで

東亞同文書院は上海にあつて財團法人東亞同文會の經營にかゝり古くより東亞共榮の爲に活躍してゐる學校であつて本縣でも數年前まではこゝに派遣する學生に對して相當の補助金を支給してゐたのであるが、其の後種々の都合で中絶してゐたものである。然るに近來日支の關係愈々緊密化し、特に大東亞戰下大東亞共

榮園の建設急なるものあり、我が國の支那に於ける發展著しく、従つて有爲の人材を適所に配置して思ふ存分にその力量を發揮せしめることが極めて必要である爲、多數府縣に於てはこの東亞同文書院に派遣する學生に對して補助を行つてゐるのであつて、本縣に於ても過般縣會の議決を経て豫算を計上し補助金を給することとなり、一月二十二日縣告示第三十四號を以て「東亞同文書院縣費派遣生規程」を公布し、派遣學生をして精神的にも伸びくと其の本領を發揮せしめることになつたのであつて、豫算計上額は昭和十八年度九百圓であるが、同院は五年制度を取つてゐるから五年間完成の曉には支出額も右の五倍を要することとなるわけである。

十八年度に於ける縣費派遣生については縣告示第三十五號を以て募集されてゐる通り、募集人員は二名、應募資格は本縣に在籍して年齢二十歳未満(大正十三年四月二日以降出生の者)の男子で中學校第四學年修了者、高等學校尋常科修了者、高等學校高等科入學試驗合格者、專門學校入學者檢定規程に依る試験檢定合格者、文部大臣に於て高等學校高等科の入學に關し指定した者、文部大臣に於て一般專門學校入學に關し中學校卒業者と同等以上の學力ありと指定した者のうち何れかに該當する者であつて、縣費派遣生に對しては一人年額九百圓であつて、縣費派遣生に對してはこ

のうち四百五十圓を支給し、殘額は本人の負擔となる。志願者は志願書に規定の書類を添附して二月五日までに知事宛提出された、縣に於てはその人物、身体及び學力を審査して合格者は本人及び出身學校長に通知することになつてゐる。

◎週報・寫眞週報掲載内容 (二月二十七日發行)

- 學制改革問答
- 米英音樂の追放
- 興南鍊成院について
- 頼もしい戰爭生活例の當選發表
- 一 隣組の共同飼育
- 第八十一議會政府提出法律案件名一覽
- 十七年度下半年總目次

◎寫眞週報

- 中國參戰す
- 日華協定調印式——中國參戰の日の南京——中央陸軍々官學校
- 極寒の北洋を護る帝國海軍部隊
- 白蠟の峠に陸軍戸山學校生徒の強行軍
- 軍用保護馬雪中木炭搬出奉仕隊
- 街に村に耐寒訓練
- 國民學校生徒の寒中夜警團
- 二月の常會
- 全國徒水上競技大會
- 國策歷

◎文部省推薦一般圖書

- 戰爭と電氣通信 中山龍次著 B六判 二〇一頁 定價 一圓二十錢
- 電氣通信協會發行
- ドイツ・防空・科學・國民生活 田邊平學著 B六判 四一二頁 定價 二圓五十錢
- 相模書房發行
- タイ國史 W.A.R.ウッド著 郡司喜一譯 B六判 三四六頁 定價 二圓二十錢
- 富山房發行
- 華僑襍記 根岸信著 B六判 二六七頁 定價 一圓
- 朝日新聞社發行
- 改稿氣象學講話 岡田武松著 A五判 二八二頁 定價 三圓五十錢
- 岩波書店發行
- 豫防醫學ノート 高野六郎著 B六判 四〇五頁 定價 二圓五十錢
- 河出書房發行

◎行旅死亡人

大分縣南海部郡東中浦村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ヒタル旨通知有之候條心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度

- 一、住所、姓名、年齢、職業不詳
- 一、人 相 丸顔、眉濃シ齒並正シクシテ上齧齒右ニ金着平付着セリ
- 一、所持品 ナシ
- 一、昭和十七年九月二十日午前八時死亡人漂着セルヲ發見翌二十一日朝假土葬ヲナセリ
- 一、取扱者 大分縣南海部郡東中浦村長

◎行旅死亡人

福島縣相馬郡眞野村長伊達町長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、身分、職業、氏名不詳ナルモ懷中ニ記載セル紙片アリ 全羅南道麗水郡三日面虎鳴里 大阪府布施市
- 一、性別、年齢 男子、二十四歳位
- 一、相貌、特徴 五尺三寸位中肉五分刈眉濃ク目切長鼻尋常齒並正

00577

◎ 行旅死亡人

富山縣滑川町長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當
ノ向ハ直接同町長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、氏名不詳
- 二、年齢推定 六十歳位
- 三、性 別 男子
- 四、人相、着衣

丈五尺四寸位肉肥ヘタル方、近視眼、總人齒但
シ前ノ下齒ニ金冠三本アリ、メリヤス及毛糸ノ
猿又、メリヤスノ襦袢ト黒綿銘仙及同羽織ヲ着
シ、黒色足袋ヲ穿キ居リ

五、所持品及遺留品

黒皮製鞆口一個在中金一圓三十二錢、黒朱子ノ
二ツ折財布一個、黒縁眼鏡一個

六、死体發見年月日

昭和十七年十一月七日

七、死体發見場所

中新川郡滑川町高月町海岸上市川河口

八、取扱者

中新川郡滑川町長

備考 滑川警察署ヨリ身柄引受け假埋葬ス

一、取扱者

福島縣相馬郡眞野村長 桑 折 猶 記

- 一、着衣及所持品
 - イ、國防色落綿作業衣、上下ニ釜山織子組合員ノマークアリ
 - ロ、小豆色滑廣上下
 - ハ、綿糸編アンダーシャツ紫色
 - ニ、巻脚絆ニ朝鮮型布ズツク
 - ホ、左腕ニ赤布北炭四九ノ腕章
 - ヘ、日本工業新聞ニ前記住所ノ記入アリ
 - ト、二折財布 七圓八十五錢在中
 - チ、認印二箇 平沼(隨圖) 徳山鑛錫(圓形) 各々木彫
 - リ、煙草 鵬翼 光 各一
- 一、右者昭和十七年十一月十六日朝列車(番號不明)ヨリ墜落重傷ノ爲本村病舎ニ收容治療ヲ加ヘタルモ同年同月十八日午前
十時死亡セル爲左記場所ニ假埋葬セリ

福島縣相馬郡眞野村大字江岳字中館共同墓地

昭和十八年一月二十九日印刷
昭和十八年一月二十九日發行

鳥取縣 鳥取市 東町
發行 者 鳥 取 縣
鳥取縣 高郡 大正村 大字 古海
印刷 所 鳥 取 刑 務 支 所